

Legal Networks

10

『年末調整の時期が近づいてきました・・・』

今年も早いもので、残すところ3か月程となりました。さて、今年の年末調整が例年と異なることがございます。平成30年から「配偶者控除」が20数年振りに改正される為です。以下、改正のポイントを紹介します。

【改正ポイント】 ◎配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

1. 給与所得者の所得要件改正

〔改正前〕
給与所得者の合計所得金額に制限なし
〔改正後〕

給与所得者の合計所得金額が1,000万円（年収1,220万円）を超える場合は、配偶者控除を受けることができない

2. 配偶者控除の改正

〔改正前〕
給与所得者の合計所得金額にかかわらず、配偶者の合計所得金額が38万円以下であれば38万円（年収103万円）を控除。※配偶者が70歳以上で老人控除対象者は48万円を控除

〔改正後〕
給与所得者の合計金額が900万円以下であれば、改正前と同様の配偶者控除が受けられるが、900万円を超えると段階的に配偶者控除が減少し、1,000万円を超えると配偶者控除が受けられない

3. 配偶者特別控除額の改正

〔改正前〕
配偶者の合計所得金額38万円超76万円未満（年収103万円超141万円未満）が対象となり、合計所得金額に応じて段階的に控除額が減少する

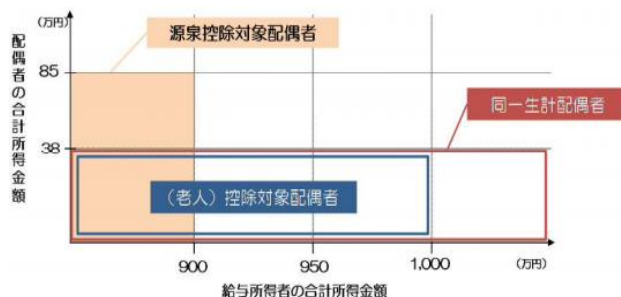
〔改正後〕
配偶者の合計所得金額38万円超123万円以下（年収で103万円超201万円以下）が対象とされた

～源泉所得税の算出方法が変更になります～

◎配偶者の定義と扶養親族等の数の算定方法の変更

1. 配偶者の定義の変更

〔改正前〕
住居者と生計を一にする配偶者を控除対象配偶者とする
〔改正後〕
上記を「同一生計配偶者」と呼び、控除対象配偶者はそのうちの給与所得者の合計所得金額1,000万円以下、配偶者は38万円以下とされ、また、新たに給与所得者の合計所得金額900万円以下・配偶者の合計所得金額85万円以下とする「源泉控除対象配偶者」が加えられた



2. 扶養親族等の数の算出方法の変更

扶養親族等の数の算定に当たり、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされ、また、同一生計配偶者が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされた

《配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法（概要）》

		給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)			
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)
配偶者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額)	38万円以下 (103万円以下)	1人	0人	0人	0人
	38万円超 85万円以下 (103万円超 150万円以下)	1人	0人	0人	0人
	85万円超 (150万円超)	0人	0人	0人	0人

以上の改正から、扶養控除等申告書の記載事項が変更になり、例年よりさらに複雑になります。

年末調整業務を担当される方は、業務時に混乱しないよう、事前に改正事項を理解し準備を進めることが重要であると思います。

詳しくは、国税庁HP 『平成30年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いについて』をご覧ください。

※国税庁HP 『平成30年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いについて』参照

※図、表はすべて国税庁HP 『平成30年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いについて』より抜粋

10月の労務管理スケジュール

【労務】

10/1～10/31
9月分の社会保険料の納付

【税務】

10/1～10/10
9月分の源泉徴収所得税額・特別徴収住民税額の納付

【労務】

- ・厚生年金保険料率の変更
(9月改定、10月納付分から変更)
- ・算定基礎届提出後の社会保険標準報酬月額を適用
(9月改定、10月納付分から変更)



Legal Networks
CORPORATION

社会保険労務士事務所 リーガルネットワークス

〒160-0022
東京都新宿区新宿1-36-12サンカテリーナビル6F

<http://www.kintaikanrikenkyujo.jp>

TEL:03-6403-0861